

抽 選 時 の 優 遇

抽選の際の持ち玉の数は、世帯区分や申込回数の区分に応じて、下表のとおりとなります。

入 居 人 数	世 帯 区 分	持 ち 玉 数 ※3			
		申込回数 1～4回	申込回数 5～8回	申込回数 9～12回	申込回数 13回以上
2 人 以 上	一般世帯（特定目的世帯以外の世帯）	1	2	4	8
	特定目的世帯※1に1種類該当する世帯 （重度心身障害者がいる世帯を除く。）	2	4	8	16
	・ 特定目的世帯※1に2種類以上該当する世帯 ・ 重度心身障害者※2がいる世帯	3	6	12	24
1 人	特定目的単身者に該当しない方	1	2	4	8
	特定目的単身者※1に1種類該当する方 （重度心身障害者を除く。）	2	4	8	16
	・ 特定目的単身者※1に2種類以上該当する方 ・ 重度心身障害者※2	3	6	12	24

左表の注意事項

※ 1 「特定目的世帯」・「特定目的単身者」とは、具体的には、22、23ページの「条件」をみたしている方をいい、該当する場合、抽選時に優遇措置（持ち玉数の加算）があります。

ただし、「特定目的世帯」・「特定目的単身者」に該当するものとして申込みをされ、抽選時の優遇措置の適用を受けた方が、二次審査等でその区分の条件をみたしていないことが判明した場合は、失格となります（失格となると、それまでの申込回数が0回になります。）ので、ご注意ください。

※ 2 「重度心身障害者」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方
- ・ 療育手帳（㊦又はA）の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ・ 障害基礎年金（1級）又は障害厚生年金（1級）を受給している方

※ 3 定期公募又は常時公募で、入居候補者（補欠者が繰上げで入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、定期公募でのそれまでの申込回数は0回になります。

また、二次審査での資格審査の結果、申込資格のないことが判明した場合や二次審査を無断で欠席された場合、入居を辞退された場合でも、同様に申込回数は0回になります。